

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更				
（宛先） 京都府知事		平成30年12月10日				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市山科区西野山射庭ノ上町294-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社王将フードサービス 代表取締役 渡邊 直人 電話075-592-1411				
主たる業種	飲食業（中華料理レストランチェーン）	細分類番号	7   6   2   3			
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで					
基本方針	環境問題全般に対し、積極的計画的に対応していく。温暖化防止対策としては消費電力の少ない高効率機器や省電力化に寄与する設備の導入を積極的に推し進める。					
計画を推進するための体制	総務部環境問題対策課を中心にKES環境マネジメントシステムを適正に運用し進捗状況を確認しながら推進していく。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	13,026.8 トン	11,969.4 トン	12,411.6 トン	12,286.3 トン	-6.2 パーセント
	評価の対象となる排出の量	12,489.2 トン	11,969.4 トン	12,411.6 トン	12,286.3 トン	-2.1 パーセント
目標の根拠	利益に直結する光熱費削減を掲げ、日々の使用量を把握できる見える化などによる運用改善や高効率機器への入れかえによる設備改善等の対策を講じて削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	店舗	3.20	2.90	3.04	3.01	-6.77 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 (客席数)					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	各店舗における対策をおこなうことにより、省エネ法での要求事項である原単位△1%を目指す。					
重点的に実施する取組の実実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
		89.0 パーセント	89.0 パーセント	89.0 パーセント	89.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	空調更新等による負荷の低減、照明等の高効率化や省電力設備の導入。エネルギーの見える化による省エネ意識の向上を図る。				
	(30)年度	空調更新等による負荷の低減、照明等の高効率化や省電力設備の導入。エネルギーの見える化による省エネ意識の向上を図る。				
	(31)年度	空調更新等による負荷の低減、照明等の高効率化や省電力設備の導入。エネルギーの見える化による省エネ意識の向上を図る。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	各自の判断により最適な移動方法を考え実践させる。				
	上記の措置を採用する理由	各自の判断にもとづいて実施できている。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	いまのところ予定ありません。					
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。